

<令和5年度地域生活支援拠点等の運用状況について>

地域生活支援拠点等について

1 地域生活支援拠点等とは

- ・地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、また障がい者の地域移行を進めるため、5つの機能を備えた場所（拠点）のことです。
- ・5つの機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりです。
- ・地域生活支援拠点等の整備の類型として、①～⑤の機能を集約した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して①～⑤の機能を担う「面的整備型」の2種類があります。
- ・国の第6期障害福祉計画に係る基本指針において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」ことを掲げています。

2 地域生活支援拠点等の5つの機能について

【①相談】

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

【②緊急時の受け入れ・対応】（地域生活における安心の確保）

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

【③体験の機会・場】（地域生活への移行・継続の支援）

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

【④専門的人材の確保・養成】

研修会や事例検討を通じて医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能

【⑤地域の体制づくり】

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 胎内市における地域生活支援拠点等

- ・胎内市における地域生活支援拠点等は、令和3年度から、一般社団法人みらいずが開設した各事業所による多機能拠点整備型で始まりました。

胎内市地域生活支援拠点等事業所リスト

No.	事業所名	所在地	電話番号	事業所番号	事業の種類	担う機能					開始日	法人名
						①	②	③	④	⑤		
1	障がい者基幹相談支援センターたいない	胎内市東本町22-31	0254-28-7783	1532500046	一般相談支援、特定相談支援	○	○	○	○	○	R3.4.1	(一社)みらいず
				1532500054	障害児相談支援							
2	ぱっそ		0254-28-7783	1512500149	自立生活援助	○	○	○			R3.4.1	
3	短期入所おーる		0254-28-7762	1512500131	短期入所		○	○	○	○	R3.4.1	
4	グループホームおーる	0254-28-7762	1522500030	共同生活援助			○	○	○	R3.4.1		

担う機能：①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり